

名誉会員の資格

1. 定款第 5 条に定めるように、名誉会員とは、学会に特に功労があり、理事会において推薦され、かつ社員総会において承認された個人であって、本人が名誉会員となることを承諾した者をいう。
2. 規則第 8 条第 3 項に定めるように、名誉会員は、理事会での推薦時に 70 歳以上であり、かつ、表彰受賞者又は学会活動を通して社会への貢献を認められた者を対象とする。
3. 名誉会員の対象者は、地すべり研究と地すべり防止技術の発展、ならびに当該現象に起因する災害の防止対策に対して顕著な貢献があり、会員歴 20 年以上の正会員で次の一つに該当する者を原則とする。
 - (1) 会長、副会長、理事、監事、支部長、の経験者
 - (2) 各種委員会委員長および支部副支部長、幹事長の経験者で、それらの通算在職が 3 年以上にわたる者
 - (3) その他、**会員、非会員を問わず**、学会に特に功労があり、理事会において推薦された者